

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき 金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和7年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

1 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	1/2		1/2		
	国費	県(起債)	市町負担金		
			A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	200,447,701
近江八幡市	118,046,234
草津市	274,912,074
守山市	171,296,920
栗東市	153,979,624
甲賀市	133,487,490
野洲市	100,296,006
湖南市	85,720,615
東近江市	147,197,016
日野町	31,748,376
竜王町	25,975,944
計	1,443,108,000

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	0
栗東市	0
計	0

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	363,236,000

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	309,562,309
長浜市	313,837,337
東近江市	24,560,454
米原市	71,669,584
愛荘町	64,712,186
豊郷町	19,782,482
甲良町	14,920,685
多賀町	19,195,713
計	838,240,750

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	277,538,250

4処理区合計 2,922,123,000 円

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和7年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額 (円)
大 津 市	563,683,701
彦 根 市	309,562,309
長 浜 市	313,837,337
近 江 八 幡 市	118,046,234
草 津 市	274,912,074
守 山 市	171,296,920
栗 東 市	153,979,624
甲 賀 市	133,487,490
野 洲 市	100,296,006
湖 南 市	85,720,615
高 島 市	277,538,250
東 近 江 市	171,757,470
米 原 市	71,669,584
日 野 町	31,748,376
竜 王 町	25,975,944
愛 荘 町	64,712,186
豊 郷 町	19,782,482
甲 良 町	14,920,685
多 賀 町	19,195,713
計	2,922,123,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。	